平成２６年（フ）第１９１号
新潟市西区坂井砂山１丁目15番16号　砂山コーポエンジェルス102、前住所新潟市西区板井349番地
債務者　貴田　直輝
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１４号
新潟市南区赤渋1122番地
債務者　齋藤　和正
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４７号
山梨県甲府市飯田２丁目18番10号　大森住宅
債務者　菊池　隆史
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3332番地792
債務者　秋元美枝子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
山梨県南巨摩郡南部町福士23918番地２
債務者　若林　まほ
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
山梨県甲斐市西八幡2122番地　シェール西八幡203、申立時の住所山梨県甲斐市西八幡2122番地　シェール西八幡206
債務者　野中　繁雄
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
長野県安曇野市穂高北穂高2209番地１　フレグランスウスイＣ―202
債務者　内田　善規
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１３５号
愛知県江南市高屋町十六田133番地　コーポ十六田２Ａ
債務者　渡邉　恒彦
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２６１号
岐阜市西中島２丁目８番16―106号　クレアージュ西中島
債務者　大澤百合子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３１号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取17―２　医療法人社団康心会　伊豆東部総合病院内、住民票上の住所静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1941番地の14　わたアパート３号
債務者　米倉　耕次
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第７９号
三重県名張市松崎町1435番地１
債務者　福田　恵子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第８１号
三重県名張市松崎町1435番地１
債務者　福田　清佳
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第３０９号
兵庫県相生市汐見台３番地１　ラ・ジュネスＡ102
債務者　牛尾　美紀
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２１６号
奈良県生駒市さつき台１丁目515番地７　モンティキュールＤ―02
債務者　加藤　雅一
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２２１号
奈良県桜井市大字金屋336番地の１　101号室
債務者　野口　悠貴
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５９１号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘38番31号
債務者　友谷　恵子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１３号
山口県下関市大字吉見下1216番地
債務者　正田　功二
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係